

2021年4月20日

## 宇宙の軍事利用ルールの現状と今後の基準設定に向けた日本の役割

慶應義塾大学大学院法務研究科 青木節子

## I 宇宙の軍事利用をめぐる拘束力ある国際法

国連憲章2条4項 武力の行使・武力による威嚇を禁止

宇宙条約4条 軌道上の大量破壊兵器配置禁止→通常兵器、弾道ミサイルなどは禁止の範囲外;天体はほぼ非軍事化達成

## II 軍縮会議での提案 兵器の宇宙配備を禁止する口中 PPWT 案(2008年、2014年)

- 軍縮会議(CD)の宇宙の軍備競争防止(PAROS)議題で口中共同提案「宇宙における兵器配置、および宇宙空間物体に対する武力による威嚇もしくは武力の行使の防止に関する条約」

(PPWT)での禁止事項は、i)いかなる兵器も宇宙空間に配置(place)しないこと;および2)

PPWT 当事国の宇宙空間物体に対して武力の行使又は武力による威嚇を行わないこと

- 「宇宙空間物体」、「武力の行使又は武力による威嚇」などに条約独自の定義があり、定義との組み合わせにより禁止事項が明らかになる複雑な条約

- 宇宙配備型ミサイル防衛システム(米国先行)は禁止されるが、地上配備ミサイルによる(自国その他協力国などへの)衛星破壊(ASAT)実験は禁止されないこと、検証条項がないこと、定義が複雑で禁止事項の範囲に不明瞭性が残るなどの問題点が指摘される(コンセンサスなく交渉段階にはない)。

## III 国連総会での宇宙の安全保障秩序形成に向けた動き

- 2020年12月 国連総会決議「責任ある行動の規範、規則及び原則を通じた宇宙における脅威の低減」(A/RES/75/36)採択 日本は共同提案国

事務総長が、宇宙システムへの脅威とはなにか、なにが責任ある行動かなどについての見解を聴取して国連総会次会期に提出→PPWT案(兵器の配置に着目)に対し、上記決議は、宇宙システムの性格(宇宙部分のみでなく、通信リンク、地上施設と一体化;汎用性)などに鑑み、責任ある「行動」を見出していこうとするもの

## IV 宇宙基本計画との関連:日本の行動

宇宙基本計画とその持続的進化を体現する工程表を実現するための最適解を反映させる形で国際規範形成過程をリードする、という立場からの議論が必要ではないか。